

令和2年度市民活動感謝状の受賞者を紹介します。

問市民活動推進課 ☎ (93) 1117

野本 淳一さん

子どもたちの安全守ります



根木名小学校学校支援ボランティアとして、児童の下校時に交通指導や安全指導など、見守り隊の活動を7年間行っています。雨の日も活動をしており、見守り隊がそれぞれの場所で待機して見守るようにしています。
参加したきっかけは、防犯指導員として根木名小学校区周辺の見守りをしていたことから、ボランティア活動での見守りをするようになりました。

○今後の抱負など一言

長く見守り隊の活動をしていると、子どもたちも顔を覚えて挨拶してくれるので、嬉しくてやりがいを感じています。今後も児童達の安全のために、積極的に活動に取り組んでいきたいです。



賠償責任を問われる場合があります

道路上に張り出している樹木は 伐採 しましょう！

問い合わせ先

- 国道・県道に関すること 千葉県成田土木事務所管理課 ☎ (26) 4832
- 市道に関すること 建設課 ☎ (93) 5747

市内の車道や歩道の一部において、隣接する山林や個人宅地などから、樹木や枝の張り出しなどにより、通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。

右のような状態が見受けられる土地（樹木）の所有者の皆さんには、当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。

車道や歩道に
樹木や枝が
張り出している

枯れ木や枯れ枝の
倒木による
通行障害がある

竹木の繁茂による
通行障害がある

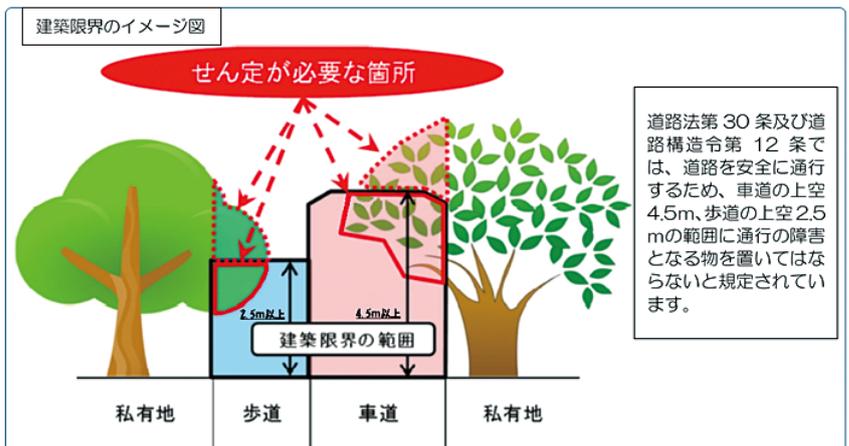
事故発生

沿道の山林や生垣・庭木等からの倒木や張り出した枝により、通行中の車両などが損傷する事故が発生した場合



賠償責任

土地（樹木）の所有者が民法の規定により賠償責任を問われる場合があります



◎建築限界

建築限界とは、道路を通行する車両の安全を確保するため、一定の幅・高さの範囲に、通行の障害になるような物を置いてはいけないという、空間を確保する限界のことです。